

チェックしなくちゃ。
☑最低賃金



東京都最低賃金

985





時間額

円



平成30年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



最低賃金法により、使用者は、
効力発生日以降の労働に対して
最低賃金額以上の賃金を労働者に
支払わなければなりません。

○最低賃金に関するお問い合わせ

東京労働局賃金課（☎03-3512-1614）

または最寄りの労働基準監督署へ

○業務改善助成金等のご相談

東京働き方改革推進支援センターへ

☎0120-662-556



東京労働局

東京都の最低賃金

☑チェックしなくちゃ。最低賃金

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

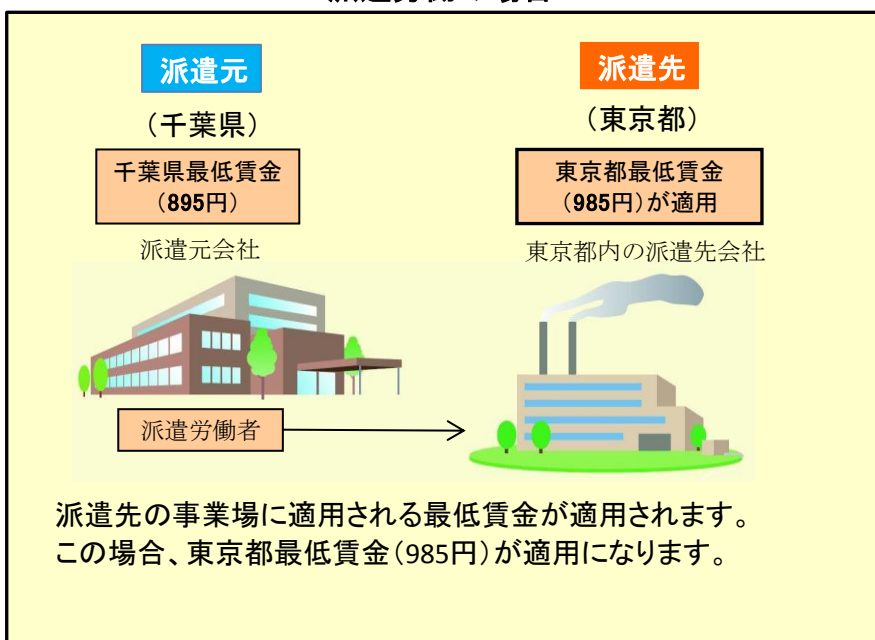
●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

- * 日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
 - * 月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。
- または、次の計算式で算出した月額換算の最低賃金と月給を比較します。

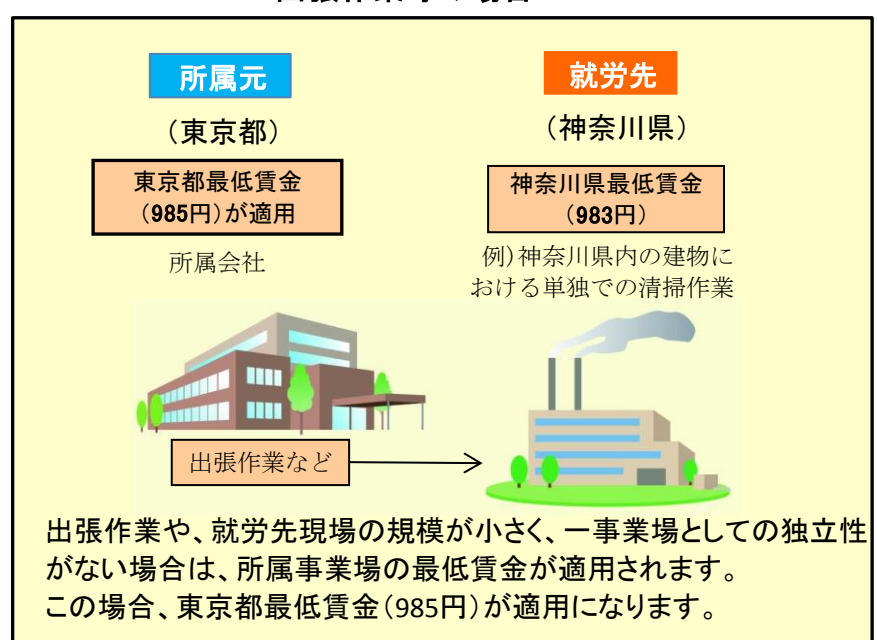
$$\text{最低賃金月額} = \frac{1\text{日の所定労働時間} \times (365\text{日} - \text{年間休日})}{12\text{か月}} \times 985\text{円 (平成30年度東京都最低賃金)}$$

●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

《派遣労働の場合》



《出張作業等の場合》



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者や断続的労働に従事する者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例許可」制度があります。

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を設けています。

☎ 0120-662-556 http://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html

●業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。

お問い合わせ先 東京働き方改革推進支援センター (0120 - 662 - 556)

【平成30年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	835	10/1	青森	762	10/4	岩手	762	10/1	宮城	798	10/1
秋田	762	10/1	山形	763	10/1	福島	772	10/1	茨城	822	10/1
栃木	826	10/1	群馬	809	10/6	埼玉	898	10/1	千葉	895	10/1
東京	985	10/1	神奈川	983	10/1	新潟	803	10/1	富山	821	10/1
石川	806	10/1	福井	803	10/1	山梨	810	10/3	長野	821	10/1
岐阜	825	10/1	静岡	858	10/3	愛知	898	10/1	三重	846	10/1
滋賀	839	10/1	京都	882	10/1	大阪	936	10/1	兵庫	871	10/1
奈良	811	10/4	和歌山	803	10/1	鳥取	762	10/5	島根	764	10/1
岡山	807	10/1	広島	844	10/1	山口	802	10/1	徳島	766	10/1
香川	792	10/1	愛媛	764	10/1	高知	762	10/5	福岡	814	10/1
佐賀	762	10/4	長崎	762	10/6	熊本	762	10/1	大分	762	10/1
宮崎	762	10/5	鹿児島	761	10/1	沖縄	762	10/3	金額は時間額(円)		

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成30年です。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで